# 愛知県財務諸表作成基準

## 第１章　総則

（本基準の目的）

**第１条**　本基準は、一般会計及び特別会計（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２０９条第１項に定める一般会計及び特別会計（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）の全部又は一部の適用を受ける企業に係る特別会計を除く。）をいう。）の財務諸表を作成するために必要な事項を定める。

（用語の定義）

**第２条**　本基準における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)　会計年度

法第２０８条第１項に規定する会計年度で、毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間をいう。

(2)　出納整理期間

会計年度終了後に歳入及び歳出に属する現金の収納又は支払を行う、翌年度４月１日から５月３１日までの期間をいう。

(3)　事業

マネジメントの基礎単位として、別に定める「管理事業」をいう。

(4)　局

知事の事務局（愛知県局設置条例（平成31年愛知県条例第７号）に定める局及び会計局をいう。）、教育委員会事務局、議会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び選挙管理委員会事務局をいう。

(5)　資産

資産とは、過去の取引又は事象の結果として愛知県が支配する資源（県所有の資産ではないが、その取得から維持管理までを通常の県資産と同様に行っている資産を含むものとする。）であって、それにより愛知県のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。

(6)　負債

負債とは、過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行が愛知県に対して、将来、サービス提供能力又は経済的便益の減少を生じさせるものをいう。ただし、負債は法律上の債務に限定されるものではない。

(7)　純資産

純資産とは、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。

(8)　収益

収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の愛知県の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすサービス提供能力又は経済的便益の増加をいう。

(9)　費用

費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の愛知県の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすサービス提供能力又は経済的便益の減少をいう。

（財務諸表の作成目的）

**第３条**　財務諸表は、次に掲げる目的を達成するために作成する。

(1)　県民、その他の利害関係者が行う、県の行政運営に対する政治的、社会的又は経済的意思決定のための情報を、正確かつ迅速に開示し、自治体経営者としての公的説明責任を果たすこと。

(2)　財務の分析及び評価に基づく自治体経営マネジメントを強化し、より有効的、効率的かつ経済的な行政運営に努めること。

（財務諸表を作成する単位）

**第４条**　財務諸表は、事業を最小の単位として、次の単位で作成する。

(1)　事業別

(2)　局別（一般会計に限る。）

(3)　会計別

(4)　一般会計特別会計各会計合算

（財務諸表の作成原則）

**第５条**　財務諸表は、以下の原則により作成する。

(1)　真実性の原則

愛知県の財務諸表は、愛知県の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

(2)　正規の簿記の原則

愛知県の財務諸表は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、作成された正確な会計帳簿により、作成しなければならない。

(3)　明瞭性の原則

愛知県の財務諸表は、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、愛知県の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

(4)　重要性の原則

愛知県の財務諸表は、愛知県の財務内容を明らかにし、愛知県の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないものである限り、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも認められる。

(5)　継続性の原則

愛知県の財務諸表は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

(6)　保守主義の原則

愛知県の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。

（作成基準日）

**第６条**　財務諸表の作成基準日（以下「基準日」という。）は、３月３１日とする。ただし、出納整理期間における歳入、歳出及びそれに伴う資産及び負債等の増減を加味したものとする。

（財務諸表の体系）

**第７条**　財務諸表の体系は以下の４表（重要な会計方針、その他の注記を含む。）及びこれらに関連する事項についての附属明細表とする。

(1)　貸借対照表

(2)　行政コスト計算書

(3)　キャッシュ・フロー計算書

(4)　純資産変動計算書

（金額の単位）

**第７条の２**　財務諸表は円単位で作成し、千円単位で記載する。ただし、必要に応じ、百万円や億円等他の単位をもって記載することができる。

２　単位未満の金額は四捨五入による。

## 第２章　貸借対照表

（貸借対照表の作成目的）

**第８条**　貸借対照表は、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載し、県民、その他の利害関係者にこれらを明らかにすることを目的として作成する。

（貸借対照表の作成原則）

**第９条**　貸借対照表は、次の原則に従って作成する。

(1)　表示区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部の三つに区分して表示する。

資産項目と負債項目については、1年基準にしたがって、基準日の翌日から1年以内に回収又は履行の期限が到来するものを流動資産、流動負債とし、それ以外のものを固定資産又は固定負債として分類するものとする。

(2)　総額主義の原則

資産、負債及び純資産は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は純資産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

(3)　資産と負債・純資産の均衡

貸借対照表の資産の合計金額は、負債と純資産の合計金額に一致しなければならない。

(4)　配列

資産及び負債の項目の配列は、この基準に定めるもののほか、流動性配列法によるものとする。

（流動資産）

**第１０条**　次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

(1)　現金預金

法第２３５条の４第１項に規定する普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）を計上する。

(2)　未収金

歳入の調定額から収入済額及び不納欠損額を控除した金額を計上する。

(3)　基金

財政調整基金条例（昭和３９年愛知県条例第１３号）に規定する財政調整基金及び減債基金条例（昭和５４年愛知県条例第２８号）に規定する減債基金のうち、流動資産に区分されるものを計上する。

(4)　短期貸付金

法第２４０条第１項に規定する債権である貸付金（以下「貸付金」という。）のうち、翌年度に償還期限が到来する金額を計上する。

(5)　その他流動資産

(1)から(4)に規定するもの以外の流動資産を計上する。

（固定資産）

**第１１条**　固定資産は、資産のうち流動資産を除いたものをいい、事業用資産、インフラ資産、物品及び投資その他の資産に分類する。

（事業用資産）

**第１２条**　法第２３８条第１項第１号から第５号までに定める公有財産のうち、インフラ資産に属するものを除いたものに、リース資産及びソフトウェアを加えたものを計上する。

２　事業用資産は、次の資産に区分するものとする。

(1)　有形固定資産

イ　土地

ロ　建物

ハ　工作物

ニ　立竹木

ホ　船舶

ヘ　浮標等

ト　航空機

チ　リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引によるものに限る。）

リ　建設仮勘定

(2)　無形固定資産

イ　地上権

ロ　特許権

ハ　ソフトウェア（取得金額が１００万円以上のソフトウェアで、研究又は開発を目的とするものを除く。）

ニ　無形固定資産仮勘定

ホ　その他無形固定資産

（インフラ資産）

**第１３条**　住民の社会生活の基盤となり、道路や橋りょう、河川など、必要不可欠なネットワーク構成から成り立つもので、代替的利用ができない、移動させることができない、処分に関して制約を受ける等の特質をもつ公共施設を計上する。

２　インフラ資産は、次の資産に区分するものとする。
(1)　有形固定資産
　イ　土地
　ロ　建物
　ハ　工作物
　ニ　建設仮勘定
(2)　無形固定資産
　イ　地上権
　ロ　無形固定資産仮勘定
　ハ　その他無形固定資産

（物品）
**第１４条**　取得原価が１００万円以上の物品（自動車（ただし、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条に規定する原動機付自転車及び軽車両並びに同法第３条に規定する軽自動車、小型特殊自動車及び登録を受けていない大型特殊自動車並びに道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第５１条第２０項の規定により県に帰属した車両で使用する見込のないものを除く。）については１００万円未満のものを含む。）及び愛知芸術文化センター条例（平成３年愛知県条例第２号）第１条に規定する愛知芸術文化センター愛知県図書館が所蔵する閲覧用の図書のうち備品として管理しているものを計上する。

（投資その他の資産）
**第１５条**　固定資産のうち、事業用資産、インフラ資産及び物品以外の資産をいう。
２　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。
(1)　投資及び出資金
　法第２３８条第１項第６号及び第７号に規定する出資金等を計上する。
(2)　破産更生債権等
　経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権を計上する。
(3)　基金
　法第２４１条に定める基金のうち、流動資産に区分される以外のものを計上する。
(4)　長期貸付金
　貸付金のうち、流動資産に区分される以外のものを計上する。
(5)　その他債権等
　敷金・保証金、信託受益権等(1)から(4) に規定するもの以外の投資その他の資産を計上する。

（流動負債）
**第１６条**　次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。
(1)　一年以内償還予定地方債
　県債のうち、翌年度の償還予定額を計上する。
(2)　一年以内償還予定長期借入金
　長期借入金のうち、翌年度の償還予定額を計上する。

(3)　短期借入金

法施行令第１６６条の２に規定する翌年度繰上充用金を計上する。

(4)　未払金

法第２１４条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち翌年度支払予定額を計上する。

ただし、(6)に規定する一年以内支払予定リース債務に該当するものを除く。

(5)　還付未済金

過誤納金のうち当該会計年度末までに支払が終了しなかったもの（戻出未済額）を計上する。

(6)　一年以内支払予定リース債務

所有権移転ファイナンス・リース取引によるリース債務（元本返済額部分に限る。以下、同じ。）のうち、翌年度の支払予定額を計上する。

(7)　賞与引当金

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和４２年人事委員会規則５１２３）によって職員に支給される手当で、翌会計年度に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当支給見込額と、これを標準として負担する共済組合負担金（地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１１３条に規定する負担金をいう。）のうち、当期の負担相当額を計上する。

(8)　その他流動負債

証紙特別会計における証紙収入のほか、(1)から(7) に規定するもの以外の流動負債を計上する。

（固定負債）

**第１７条**　次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。

(1)　地方債

県債のうち、流動負債に区分される以外のものを計上する。

(2)　長期借入金

借入金のうち、一年以内償還予定長期借入金及び短期借入金を除いたものを計上する。

(3)　長期未払金

法第２１４条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち前条(4)に規定する未払金以外のものを計上する。

ただし、(4)に規定するリース債務及び前条(6)に規定する一年以内支払予定リース債務に該当するものを除く。

(4)　リース債務

所有権移転ファイナンス・リース取引によるリース債務のうち、流動負債に区分される以外のものを計上する。

(5)　退職手当引当金

基準日に特別職を含む愛知県の全職員が自己の都合により退職するものとした場合の退職手当支給見込額を計上する。

(6)　損失補償等引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２条第１項第４号に規定する「将来負担比率」の算定に含めた「設立法人の負担の額等に係る一般会計等負担見込額」を計上する。ただし、履行が確定したものとして未払金又は長期未払金に計上したものは除く。

(7)　その他固定負債

(1)から(6) に規定するもの以外の固定負債を計上する。

（引当金）

**第１８条**　将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合は、この基準によるもののほか、別に定めるところにより、当期の負担に帰すべき金額を費用として計上するとともに、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に計上するものとする。

２　資産に係る引当金は、資産の控除項目として記載するものとする。

（取得原価主義）

**第１９条**　貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上する。

（無償取得資産の評価）

**第２０条**　譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。

（投資及び出資金の評価方法）

**第２１条**　投資及び出資金のうち、市場価格がある有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、その全額を純資産の部に計上するものとする。

２　時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の費用として処理（減損処理）するものとする。

３　投資及び出資金のうち、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められる有価証券及び出資金は、取得原価又は出資額をもって貸借対照表価額とする。

４　市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められる有価証券及び出資金は、発行会社等の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をし、評価差額を当期の費用として処理（減損処理）するものとする。

（有形固定資産及び無形固定資産の貸借対照表価額）

**第２２条**　有形固定資産及び無形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。

２　取得原価は、原則として当該資産の取得に要した付随費用を含めて算定した金額とする。

（減価償却の方法）

**第２３条**　減価償却の方法は、有形固定資産及び無形固定資産のいずれについても定額法によるものとする。

（貸借対照表の様式）

**第２４条**　貸借対照表の標準的な様式は、別紙１のとおりとする。

## 第３章　行政コスト計算書

（行政コスト計算書の作成目的）

**第２５条**　行政コスト計算書は、一会計期間における行政サービスの提供に要した「費用」と財源としての「収益」及びその差額を明らかにすることを目的として作成する。

（行政コスト計算書の作成原則）

**第２６条**　行政コスト計算書は、次の原則に従って作成する。

(1)　行政コスト計算書の区分

　行政コスト計算書には、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けるものとする。

(2)　行政コスト計算書の表示区分

　行政コスト計算書は、「経常収益」、「経常費用」、「特別収益」及び「特別費用」に区分して表示する。

(3)　総額主義の原則

　費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を行政コスト計算書から除去してはならない。

（経常収益及び経常費用の分類）

**第２７条**　次に掲げる収益は、経常収益に分類する。

(1)　地方税

　県税を計上する。

(2)　地方消費税清算金

　地方消費税清算金を計上する。

(3)　地方譲与税

　地方譲与税を計上する。

(4)　地方特例交付金

　地方特例交付金を計上する。

(5)　地方交付税

　地方交付税を計上する。

(6)　交通安全対策特別交付金

　交通安全対策特別交付金を計上する。

(7)　分担金及び負担金

　分担金及び負担金のうち、特別収益に区分されるもの以外のものを計上する。

(8)　使用料及び手数料

　使用料及び手数料を計上する。

(9)　国庫支出金

　国庫支出金のうち、特別収益に区分されるもの以外のものを計上する。

(10)　交付金等（特別会計）

　特別会計の交付金（国庫支出金を除く）及び事業収益を計上する。

(11)　他会計からの繰入金

　他会計からの繰入金を計上する。

(12) 受取利息及び配当金

県預金利子、株式配当金等を計上する。

(13) その他経常収益

財産収入、寄附金、引当金戻入額など、(1)から(12) に規定するもの以外の経常収益を計上する。

2　次に掲げる費用は、経常費用に分類する。

(1)　県税清算金及び交付金

地方消費税清算金及び地方消費税交付金を計上する。

(2)　給与関係費

報酬、給与、共済費、恩給及び退職年金、災害補償費及び賃金を計上する。

(3)　物件費

報償費、旅費交通費、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、保守管理費、業務委託費、賃借料、取壊し・撤去費及びその他物件費を計上する。ただし、固定資産の取得原価に含まれるものを除く。

(4)　修繕費

資産計上しない維持修繕経費を計上する。

(5)　社会保障給付費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助等の社会保障給付費を計上する。

(6)　補助金等

国や市町村など他団体に対する負担金、補助金等のうち、次号以外のものを計上する。

(7)　施設整備補助金等

国や市町村など、他団体の資産形成のために支出した補助金、負担金等を計上する。

(8)　他会計への繰出金

他会計に対する繰出金を計上する。

(9)　減価償却費

償却資産の減価償却費を計上する。

(10) 不納欠損額

当期に不納欠損処理をしたもののうち、不納欠損引当金を超える金額等を計上する。

(11) 貸倒損失

当期に回収不能となった貸付金のうち、貸倒引当金を超える金額等を計上する。

(12) 不納欠損引当金繰入額

不納欠損引当金の当期発生額を計上する。

(13) 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金の当期発生額を計上する。

(14) 投資損失引当金繰入額

投資損失引当金の当期発生額を計上する。

(15) 賞与引当金繰入額

賞与引当金の当期発生額を計上する。

(16) 退職手当引当金繰入額

退職手当引当金の当期発生額を計上する。

(17) 損失補償等引当金繰入額

損失補償等引当金の当期発生額を計上する。

(18) 支払利息及び手数料

地方債の支払利息、地方債の発行、償還などに関する手数料、地方債を割引発行した場合の券面額と発行価額との差額及び他会計からの借入金に対する利子等を計上する。

(19) その他経常費用

(1)から(18) に規定するもの以外の経常費用を計上する。

（特別収益及び特別費用の分類）

**第２８条**　次に掲げる収益は、特別収益に分類する。

(1)　分担金及び負担金（災害復旧費）

分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

(2)　国庫支出金（災害復旧費）

国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

(3)　固定資産売却益

固定資産（投資及び出資金を除く。）の売却による収入が、帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。

(4)　固定資産受贈益

贈与その他無償で取得した固定資産の評価額を計上する。

(5)　その他特別収益

投資及び出資金の売却益、過年度損益修正益など、(1)から(4)に規定するもの以外の特別収益を計上する。

２　次に掲げる費用は、特別費用に分類する。

(1)　固定資産除売却損

固定資産の売却による収入額が、帳簿価額を下回る場合の差額及び除却又は譲与した固定資産の帳簿価額を計上する。

(2)　災害復旧費

災害復旧に関する費用を計上する。

(3)　その他特別費用

投資及び出資金の売却損、評価損（減損損失)、過年度損益修正損など、(1)から(2)に規定するもの以外の特別費用を計上する。

（行政コスト計算書の様式）

**第２９条**　行政コスト計算書の標準的な様式は、別紙２のとおりとする。

## 第４章　キャッシュ・フロー計算書

（キャッシュ・フロー計算書の作成目的）

**第３０条**　キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間における資金収支の状況を一定の活動区分に分類し、表示することを目的として作成する。

（キャッシュ・フロー計算書の作成対象となる資金）

**第３１条**　キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、「歳計現金」とする。

（キャッシュ・フロー計算書の表示区分）

**第３２条**　キャッシュ・フロー計算書は、「行政サービス活動」、「投資活動」及び「財務活動」の区分により表示する。

２　行政サービス活動の区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。

３　投資活動の区分には、固定資産の取得及び売却、資金の貸付及びその回収、出資金等の投資並びに基金の積立及び取崩等によるキャッシュ・フローを記載する。

４　財務活動の区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

（総額表示）

**第３３条**　行政サービス活動によるキャッシュ・フローは、次の各号に掲げる区分を設けて、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法により表示する。

(1)　行政収入

(2)　行政支出

(3)　特別収入

(4)　特別支出

２　投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローは、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する。

（行政サービス活動によるキャッシュ・フロー）

**第３４条**　次に掲げる収入は、行政サービス活動によるキャッシュ・フローに分類する。

(1)　行政収入

イ　地方税収入

県税を計上する。

ロ　地方消費税清算金収入

地方消費税清算金を計上する。

ハ　地方譲与税収入

地方譲与税を計上する。

ニ　地方特例交付金収入

地方特例交付金を計上する。

ホ　地方交付税収入

地方交付税を計上する。

ヘ　交通安全対策特別交付金収入

交通安全対策特別交付金を計上する。

ト　分担金及び負担金収入

分担金及び負担金のうち、特別収入に区分されるもの以外のものを計上する。

チ　使用料及び手数料収入

使用料及び手数料を計上する。

リ　国庫支出金収入

国庫支出金のうち、特別収入に区分されるもの以外のものを計上する。

ヌ　交付金等収入（特別会計）

特別会計の交付金（国庫支出金を除く）及び証紙特別会計における証紙収入など特別会計の主要な収入を計上する。

ル　他会計からの繰入金収入

他会計からの繰入金のうち、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分されるもの以外のものを計上する。

ヲ　利息及び配当金収入

県預金利子、株式配当金等を計上する。

ワ　その他行政収入

財産収入、寄附金など、イからヲに規定するもの以外の行政収入を計上する。

(2)　特別収入

イ　分担金及び負担金収入（災害復旧費）

分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

ロ　国庫支出金収入（災害復旧費）

国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

ハ　その他特別収入

イ、ロに規定するもの以外の特別収入を計上する。

2　次に掲げる支出は、行政サービス活動によるキャッシュ・フローに分類する。

(1)　行政支出

イ　県税清算金及び交付金支出

地方消費税清算金支出及び地方消費税交付金支出を計上する。

ロ　給与関係費支出

報酬、給与、共済費、恩給及び退職年金、災害補償費及び賃金支出を計上する。

ハ　物件費支出

報償費支出、旅費交通費支出、消耗品費支出、燃料費支出、光熱水費支出、通信運搬費支出、保守管理費支出、業務委託費支出、賃借料支出、取壊し・撤去費支出及びその他物件費支出を計上する。ただし、固定資産の取得原価に含まれるものを除く。

ニ　修繕費支出

資産計上しない維持修繕経費に係る支出を計上する。

ホ　社会保障給付費支出

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助等の社会保障給付費に係る支出を計上する。

ヘ　補助金等支出

国や市町村など他団体に対する負担金、補助金等のうち、次号以外のものに係る支出を計上する。

ト　施設整備補助金等支出

国や市町村など、他団体の資産形成のために支出した補助金、負担金等に係る支出を計上する。

チ　他会計への繰出金支出

他会計に対する繰出金支出のうち、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分されるもの以外のものを計上する。

リ　利息及び手数料支出

地方債の支払利息、地方債の発行、償還などに関する手数料、地方債を割引発行した場合の券面額と発行価額との差額及び他会計からの借入金に対する利子等支出を計上する。

ヌ　その他行政支出

イからリに規定するもの以外の行政支出を計上する。

(2)　特別支出

イ　災害復旧費支出

災害復旧費に係る支出を計上する。

ロ　その他特別支出

イ、ロに規定するもの以外の特別支出を計上する。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

**第３５条**　次に掲げる収入は、投資活動によるキャッシュ・フローに分類する。

(1)　固定資産売却収入

固定資産の売払収入を計上する。

(2)　基金取崩収入

基金からの繰入金を計上する。

(3)　投資及び出資金回収収入

投資及び出資金の回収金額を計上する。

(4)　貸付金回収元金収入

貸付金の回収金額（元金収入）を計上する。

(5)　他会計からの繰入金収入

公債管理特別会計における減債基金積立に係る一般会計等からの繰入金収入を計上する。

(6)　その他投資活動収入

敷金・保証金返還収入など、(1)から(5)に規定するもの以外の投資活動収入を計上する。

２　次に掲げる支出は、投資活動によるキャッシュ・フローに分類する。

(1)　固定資産取得支出

固定資産の取得に係る支出を計上する。

(2)　基金積立金支出

基金積立金を計上する。

(3)　投資及び出資金支出

投資及び出資金の取得に係る支出を計上する。

(4)　貸付金支出

貸付金を計上する。

(5)　公債管理特別会計への繰出金支出

減債基金積立に係る一般会計等から公債管理特別会計への繰出金支出を計上する。

(6)　その他投資活動支出

敷金・保証金など、(1)から(5)に規定するもの以外の投資活動支出を計上する。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

**第３６条**　次に掲げる収入は、財務活動によるキャッシュ・フローに分類する。

(1)　地方債発行収入

地方債発行による収入を計上する。

(2)　借入金収入

借入金による収入を計上する。

(3)　他会計からの繰入金収入

公債管理特別会計における地方債償還に係る一般会計等からの繰入金収入等を計上する。

(4)　その他財務活動収入

(1)から(3)に規定するもの以外の財務活動収入を計上する。

２　次に掲げる支出は、財務活動によるキャッシュ・フローに分類する。

(1)　地方債償還金支出

地方債の償還金を計上する。

(2)　借入金返済支出

他会計や基金からの借入金など地方債以外の借入金の返済に係るものを計上する。

(3)　公債管理特別会計への繰出金支出

地方債償還に係る一般会計等から公債管理特別会計への繰出金支出を計上する。

(4)　その他財務活動支出

(1)から(3)に規定するもの以外の財務活動支出を計上する。

（キャッシュ・フロー計算書の様式）

**第３７条**　キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、別紙３のとおりとする。

## 第５章　純資産変動計算書

（純資産変動計算書の作成目的）

**第３８条**　純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動要因を明らかにするために作成する。

（純資産変動計算書の表示区分）

**第３９条**　純資産変動計算書は、次条に定める表示項目ごとに、「当期首残高」、「当期変動額」及び「当期末残高」にそれぞれ区分して表示する。

（純資産変動計算書の表示項目）

**第４０条**　次に掲げる項目は、純資産変動計算書に計上する。

(1)　開始残高相当

平成２５年度期首の貸借対照表の純資産額（(5)に規定する評価差額金分を除く。）を計上する。

(2)　内部取引（会計別財務諸表においては、「会計間取引」と読み替えるものとする。）
事業間、局間又は会計間における資産又は負債の移管額を計上する。

(3)　一般財源等配分調整額
事業別又は局別財務諸表の作成にあたり、事業間又は局間で調整した一般財源等の額を計上する。

(4)　剰余金
行政コスト計算書の収支差額を計上する。

(5)　評価差額金
有価証券及び立竹木の評価替えに伴う評価差額金を計上する。

（純資産変動計算書の様式）

**第４１条**　純資産変動計算書の標準的な様式は、別紙４のとおりとする。

## 第６章　注記

（注記）

**第４２条**　財務諸表には、重要な会計方針、会計方針等の変更、歳入歳出外現金（法第２３５条の４第３項に規定する「歳入歳出外現金」をいう。）の状況、貸借対照表に計上している国有財産、地方債残高のうち、償還時に地方交付税の算定基礎に含まれることが見込まれるもの、一時借入金（法第２３５条の３第１項に規定する「一時借入金」をいう。）、基金借入金（各基金条例に基づき、歳入に繰り入れて運用する、基金に属する現金をいう。）、債務負担行為、重要な後発事象、その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる会計情報を注記する。

## 第７章　附属明細表

（附属明細表）

**第４３条**　貸借対照表及び行政コスト計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細表を作成する。

(1)　事業用資産、インフラ資産及び物品明細表

(2)　基金明細表

(3)　投資及び出資金明細表

(4)　貸付金明細表

(5)　未収金明細表

(6)　引当金明細表

(7)　地方債明細表

(8)　債務負担行為明細表

(9)　行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表

(10)　売却可能資産明細表

（附属明細表の様式）

**第４４条**　附属明細表の様式は、別紙５のとおりとする。

## 第８章　雑則

（雑則）

第４５条　本基準に定めるもののほか財務諸表の作成に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この基準は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２５年７月２日から施行する。

附　則

この基準は、平成２６年９月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成３１年３月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。